

佐竹史料館ミュージアムグッズ製作業務委託仕様書

秋田市（以下「甲」という。）は、業務受託者（以下「乙」という。）に、佐竹史料館ミュージアムグッズ製作業務について、本仕様書に定めるところに従って委託するものとする。

1 業務目的

本業務は、令和7年10月にリニューアルオープン（予定）の秋田市立佐竹史料館（以下「史料館」という。）に新設されるショップにおいて、来館者が興味関心を抱いた歴史資料の思い出や来館記念として手にしたいと思える、史料館オリジナルのミュージアムグッズ（以下「グッズ」という。）の製作を行うものである。本業務により製作した成果物による来館者の満足度の向上や、成果物を介した継続的な周知活動による更なる誘客拡大につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年10月20日（月）まで

3 業務内容

史料館への来館の付加価値を高め、知名度を向上させ、新規の来館者およびリピーターを確保するため、以下の各号に定める仕様により史料館オリジナルグッズを製作する。

(1) オリジナルグッズの製作

ア 史料館のショップにおいて、来館者を対象に販売するグッズのデザインを提出し、当該デザインに基づき製作したグッズを納品すること。

イ 製作するグッズは、史料館所蔵資料の特徴や当館の設置目的に沿ったものとする。ただし、食品類は除く。

ウ 製作するグッズの種類および数量は、次に示すものおよび乙の提案によるもの（公募型プロポーザルにより選考）を1種類以上加えるものとする。

種類	数量
絵はがき（4種）	各 1,000 枚
御城印カード	1,000 枚
和紙風クリアフォルダー（3種）	各 1,000 枚
マグネット缶バッジ（3種）	各 1,000 個
扇子（2種）	各 300 本
手ぬぐい（2種）	各 500 枚

エ グッズのデザインは、史料館所蔵資料等をもとにしたオリジナルのものとする。

4 納入等

(1) 納入物品

ア グッズ一式

イ 製作したグッズデザインの J P G データおよび全体をまとめて P D F ファイルに変換したもの一式（電子データ）

(2) 納入期限

令和 7 年 10 月 20 日（月）

(3) 納入先

秋田市立佐竹史料館（秋田市千秋公園 1 番 4 号）

5 実施体制等の要件

(1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 本業務の実施にあたり、乙は業務責任者を設置し、事業の進行管理を行うこと。

(3) 本事業の実施にあたり、受託期間中は必要に応じて、製作物の見本の提示や打合せ等を設定し、進捗について確認を行い、内容についての随時協議を行うこと。

6 留意事項

(1) 契約金額

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

(2) 再委託等について

乙は、本業務のすべてを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができる。

(3) 著作権

ア 成果品の著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含む。）

は、委託料が支払われたときに、乙から甲に移転するものとする。

イ 乙は、甲および甲が指定する第三者に対して成果品についての著作者人格権を行使しないものとする。（ただし、甲と書面による合意を得ている場合は、この限りではない。）

(4) 機密の保持

乙は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

(5) 関係法令の遵守

乙は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

(6) その他

本仕様書に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲乙で協議し定めるものとする。